

STIO VISA 一体型カード規定

第1条（適用範囲等）

1. STIO VISA 一体型カード（以下「本カード」といいます。）とは、株式会社滋賀銀行（以下「当行」といいます。）および三菱 UFJ ニコス株式会社（以下「三菱 UFJ ニコス」といいます。）が発行するカードで、1枚のカードで STIO VISA 会員規約（以下、「会員規約」といいます。）に定めるサービス（以下「クレジットカードサービス」といいます。）と当行のキャッシュカード規定（以下「カード規定」といいます。）に定めるサービス（以下「キャッシュカードサービス」といいます。）とをご利用できるものをいいます。
2. 本カードにおいては、クレジットカードサービスは当行および三菱 UFJ ニコスが、キャッシュカードサービスは当行が提供します。利用者はこの STIO VISA 一体型カード規定（以下「本規定」といいます。）および会員規約ならびにカード規定を承認のうえこのカードを利用していただくものとします。
3. 本カードでは、カードサービスをご利用いただく普通預金口座がクレジットカードサービスのお支払口座（以下「支払預金口座」といいます。）となります。なお、支払預金口座に指定することができる口座は、当行の普通預金口座に限らせていただきます。
4. 本カードのお申込みは、個人の方のみとします。また、お申込みは、当行および三菱 UFJ ニコスからお届出住所宛へ、諸通知の発送や、諸連絡を行うことをご了承いただける方に限らせていただきます。
5. 本カードのキャッシュカードサービスにデビットカードサービスが付帯されていますが、利用者が、本カードのデビットカードサービスおよびクレジットカードサービスの両機能を使用できる加盟店において本カードを利用してショッピングを行う場合には、本カード提示の際にいずれの機能を利用するかについて、当該加盟店に申告するものとします。
6. 本カードは、本人会員のみが利用できます。ただし、クレジットカードサービスについては、会員規約に定める家族会員カード、キャッシュカードサービスについてはカード規定に定める代理人カードをそれぞれ作成することができます。
7. この規定において特に定めのない事項に関しては、クレジットカードサービスについては会員規約が、キャッシュカードサービスにおいてはカード規定がそれぞれ適用されるものとします。

第2条（カードの貸与・回収について）

1. 本カードの所有権は当行に帰属します。会員へは、当行および三菱 UFJ ニコスの承認のもとに貸与するものとし、会員は善良なる管理者の注意をもって本カードを利用・管理するものとします。
2. 会員は、本カードを本人において利用するものとし、第三者に譲渡または質入れしてはならないものとします。また、第三者に貸与すること、占有させることまたは使用させることをしてはならないものとします。
3. 当行または三菱 UFJ ニコスから本カードの返還請求があった場合は、会員はその請求に従って本カードを返却するものとします。

第3条（カードの作成および交付）

1. 本カードは、会員規約に基づき当行および三菱 UFJ ニコスが会員として認めた方（以下「契約者」といいます。）に交付します。
2. 当行および三菱 UFJ ニコスは、本カードの作成を第三者に委託することができるものとします。また、本カードの交付についても当行および三菱 UFJ ニコスが指定する委託先からお届出の住所宛へ

郵送することができるものとします。

3. 本カードが、万一ご不在などの理由により不送達となり、返送された場合には当行で保管します。この場合、会員は当行のお取引店にご確認のうえ、その指示に従い交付を受けるものとします。ただし、当行は当行の判断で当該カードを破棄する場合があります。なお、本カードの再発行は、当行で再発行の手続きによるものとします。
4. 入会が認められなかった方には、通常のキャッシュカードを交付します。この場合、別途キャッシュカード発行のための申込書は必要ありません。なお、既にキャッシュカードをお持ちの方は、新たにしがぎん IC キャッシュカードは発行せず、そのカードを引き続きご利用いただくものとします。
5. 前4項の場合でも、入会申込書およびご提出いただいた書類は返却いたしません。

第4条（カード記載事項・有効期限）

1. 本カードについては表面に次の事項を記載します。
 - ① 支払預金口座の口座番号
 - ② クレジットカード会員番号
 - ③ 契約者名（預金者名、会員名）
 - ④ カード有効期限
2. 前1項③の契約者名は、このカードの申込書記載の契約者名またはカード表記用のお名前（ローマ字）で記載します。
3. 第1項④のカード有効期限は、本カードについてのクレジットカードサービスとキャッシュカードサービス共通の有効期限です。当該有効期限経過後は、本カードによるクレジットカードサービスおよびキャッシュカードサービスのご利用はできなくなります。
4. 本カードの交付を受けた場合は、直ちにカード裏面のご署名欄に本人の自筆にて署名をしてください。この署名はクレジットカードサービスのご利用の際に必要なに応じて使用していただくものであり、この署名がない場合には、クレジットカードサービスをご利用いただけない場合があります。

第5条（有効期限到来時の取扱い）

1. 本カードの有効期限が到来した場合、当行および三菱 UFJ ニコスが引き続きクレジットカードサービスの利用を承認する契約者に対しては、有効期限を更新した新しいカードを交付します。なお、本カードの交付については、第3条に準じるものとします。
2. 前項の場合において、当行および三菱 UFJ ニコスが有効期限の更新を承認しないときは、有効期限到来済みの本カードによるクレジットカードサービスおよびキャッシュカードサービスは有効期限をもって終了するものとします。この場合、当該カードは契約者本人の責任において廃棄するものとします。
3. 前項の場合において、特に契約者より届出がなくとも、当行は必要に応じてクレジットカードサービスの付帯しないキャッシュカードを発行し、届出住所宛に送付できるものとします。この場合、キャッシュカード暗証番号は引継ぎますが、生体認証登録情報については引き継がれません。

第6条（カード盗難・紛失）

1. 契約者は、本カードを盗難・紛失その他事由により喪失した場合、会員規約およびカード規定の定めるところにしたがって当行にすみやかに連絡するものとします。
2. 前1項の連絡を受けた場合、当行は本カードのクレジットカードサービスおよびキャッシュカードサービスの利用を停止します。

3. 前 2 項により利用を停止したカードが発見された場合でも、そのカードはご利用になれません。引き続き利用する場合は第 9 条によるカードの再発行が必要となります。

第 7 条（カードの使用不能）

1. 本カードが使用できなくなった場合には、会員規約に記載のクレジットセンターまでご照会ください。
2. 本カードの使用不能に伴ってカードの再発行が必要な場合は、第 9 条にしたがって、カードの再発行を申し出てください。

第 8 条（届出事項の変更について）

1. 住所、氏名、電話番号、勤務先、支払預金口座、暗証番号、家族会員など、本カードについて届出事項に変更があった場合には、契約者はすみやかに所定の書面により当行に届出るものとします。
2. 氏名に変更があった場合およびお取引店を変更する場合、また、クレジットサービスに利用する暗証番号を変更する場合には、カードの再発行が必要となります。

第 9 条（カードの再発行）

1. 盗難・紛失その他の事由（当行が再発行を認める事由に限ります。）により本カードを再発行する場合は、当行本支店までお申出ください。
2. このカードを再発行する場合、新しいカードが交付されるまでの間はこのカードによるクレジットサービスおよびキャッシュカードサービスの利用はできないものとします。これにより万一損害などが発生した場合でも、当行の責に帰す事由による場合を除き、当行は責任を負いません。また、紛失・盗難以外の理由により本カードの再発行を求める場合には、本カードを当行に返却する必要があるものとします。ただし、当行が返却の必要がないと判断した場合は、この限りではありません。
3. 一体型カードの再発行が認められなかった場合は、通常のキャッシュカードを交付します。
4. 本カードの再発行にあたっては、当行所定の手数料をお支払いいただきます。

第 10 条（本カードの解約、カード種類の変更）

1. 本カードは当行の手続きにより解約することができます。なお、会員規約の定める家族会員カード、カード規定に定める代理人カードが発行されている場合は、各々のカードについても解約されることとなりますので、カード返却等の手続きが必要となります。
2. 本カードについて、クレジットカードサービスのみを解約することおよびキャッシュカードサービスのみを解約することはできません。この場合は、当行所定の届出用紙により単体型のキャッシュカードサービスへの切替手続きを行ってください。なお、単体型のクレジットカードサービスの提供はできません。
3. 本カードについての支払預金口座を当行以外の金融機関に変更することはできません。

第 11 条（本カードの利用停止）

1. 当行および三菱 UFJ ニコスが、契約者が本規定または会員規約もしくはカード規定に違反したときまたは違反するおそれがあると判断したときは、クレジットカードサービスおよびキャッシュカードサービスの利用を停止することができるものとします。また、この場合において当行および三菱 UFJ ニコスは契約者に特に催告することなく本カードが利用可能な自動機や当行および三菱 UFJ ニコスの加盟店を通じて本カードの回収をすることができるものとします。これに伴って、万一損害

などが発生したとしても当行および三菱 UFJ ニコスが自らの責に帰す事由による場合を除き、責任を負いません

2. 本カードのクレジットカードサービスの利用について、本カードが契約者ご本人以外の者によって利用されている疑義が生じた場合、またはその他本カードの利用について第三者による不正使用の疑義が生じた場合には、当行および三菱 UFJ ニコスは本カードによるクレジットカードサービスによる取引の安全を確保するため、当該契約者ご本人に係る本カードのクレジットカードサービスの利用を停止することができるものとします。ただし、当行および三菱 UFJ ニコスはサービスの利用停止について、事前にまたは事後の場合は遅滞なく契約者に連絡するものとします。これに伴って、万一損害などが発生したとしても、当行および三菱 UFJ ニコスは、自らの責に帰す事由による場合を除き、一切の責任を負いません。
3. 前 2 項の場合、当行は本カードのキャッシュカードサービスについても利用を停止することができるものとします。ただし、当行はサービスの利用停止について事前にまたは事後の場合は遅滞なく契約者に連絡するものとします。
4. 本カードのキャッシュカードサービスの利用について、第 2 項に記載された疑義が生じた場合には、当行は第 3 項と同様にキャッシュカードサービスの利用を停止することができるものとします。また、この場合クレジットカードサービスの取扱いについては第 2 項と同様、その利用を停止することができるものとします。

第 12 条（カードの利用・機械の誤操作について）

1. このカードのご利用にあたっては、カード表面の記載にしたがって、クレジットカードサービスとキャッシュカードサービスとをそれぞれ間違いないように注意してください。
2. 自動機などにこのカードを挿入する方向を誤る等によって取引が行われた場合であっても、このカードが会員規約ならびに本規約、キャッシュカード規定・IC キャッシュカードカード特約・生体認証規定および自動機などの案内通りに利用された場合、当該取引は有効なものとして取扱いします。当該取引の取消または訂正はできません。

第 13 条（不正使用にかかる補てん責任）

1. 偽造または変造カード、盗難カードによる不正な預金の払い戻しに対する補てん責任等については、カード規定の定めによるものとします。
2. 偽造または変造カード、盗難カードによる不正なクレジットカード利用のうち、ショッピング利用に対する補てん責任等については会員規約の定めによるものとします。
3. 偽造または変造カード、盗難カードによる不正なクレジットカード利用のうち、キャッシング利用に対する補てん責任等についてはカード規定または会員規約のいずれかを適用するものとします。

第 14 条（準拠法・規定の適用・合意管轄裁判所）

1. 本規定に関する準拠法は全て日本法とします。
2. 本規定において特に定めがない場合は、クレジットカードサービスについては会員規約を適用します。また、キャッシュカードサービスについては、キャッシュカード規定、普通預金規定、総合口座取引規定その他当行の定める規定を適用します。
3. 契約者と当行または三菱 UFJ ニコスとの間でクレジットカードサービスに関して訴訟の必要が生じた場合には、当行の本店所在地または三菱 UFJ ニコスの本社所在地の簡易裁判所または地方裁判所を合意管轄裁判所とします。
4. 契約者と当行との間でカードサービスに関して訴訟の必要が生じた場合には、当行の本店の所在地

を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を合意管轄裁判所とします。

第15条（規定の変更）

1. この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当な事由があると認められる場合には、変更する旨、変更後の内容および効力発生時期を予め当行ホームページによる公表その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
2. 前項の変更は、公表の際に定める1ヵ月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以 上

(2020年4月1日現在)